

警サポ甲達第6号
生企甲達第26号
刑企甲達第26号
交企甲達第23号
警公甲達第17号
令和3年6月30日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察犯罪被害者等支援基本計画の制定について

犯罪被害者等支援に関する各種施策については、福井県警察犯罪被害者支援基本計画の制定について（平成28年警務甲達第38号。以下「旧通達」という。）により推進してきたところであるが、この度、第4次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されたことを受け、別添のとおり、令和7年度末までの5年間において講ずるべき具体的な取組内容を示した「福井県警察犯罪被害者等支援基本計画」を制定したので、本計画の趣旨を踏まえ、引き続き犯罪被害者等支援に関する各種施策について積極的に取り組まれない。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

福井県警察犯罪被害者等支援基本計画

第1 総則

1 目的

この計画は、警察庁犯罪被害者支援基本計画を受け、福井県警察における犯罪被害者等支援施策を計画的に推進するため、計画期間において講ずるべき具体的な取組内容及びその推進要領を示すことを目的とする。

2 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

3 留意事項

施策の推進に当たっては、下記事項に留意する。

- (1) 地方公共団体その他の関係機関、民間の団体等と緊密に連携・協力し、取組の一層の強化に努めること。
- (2) 犯罪被害者及びその遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）に対する県民の理解・関心を深め、犯罪被害者等を社会全体で支えていく気運を一層醸成するよう努めること。
- (3) デジタル技術その他の新たな手法等を取り入れながら、社会生活の変化に対応した施策の推進に努めること。

第2 具体的な施策

1 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供

(1) 相談体制の充実等

警察安全相談専用電話「#9110」番のほか、性犯罪被害相談電話、ヤングテレホン等の個別相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図る。また、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名を問わず、相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、福井県犯罪被害者等支援連絡協議会（以下「犯罪被害者等支援連絡協議会」という。）等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報を提供し、これらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者等がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応を行う。

また、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用により、これら事件の早期の認知・検挙に努め、被害者を早期に保護する。

(2) 告訴・告発、被害の届出等の適切な受理

告訴・告発については、必要に応じ聴取・検討を直ちに行った上で迅速に受理するよう努めるほか、被害の届出について、その内容が明白な虚偽である、又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するよう努めるなど、犯罪被害者等の立場に立って適切に対応する。

また、犯罪としての立件措置の可否の問題とは別に、当該事案の状況に応じ、加

害者に対する指導・警告による被害拡大防止を検討するとともに、捜査担当以外の部門や他の機関での対応の方が適切なものについては、確実に引き継ぐなど必要な措置を講ずる。

(3) 刑事手続等に関する情報提供の充実

犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事手続や少年保護事件の手続のほか、警察のみならず関係機関・団体による犯罪被害者等のための制度等を網羅的に分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、必要に応じてその内容の充実を図るとともに、その配布方法を工夫し、犯罪被害者等に対して早期の提供に努める。

また、外国人犯罪被害者の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、必要に応じて、その内容の充実や見直しを図りつつ、確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努めるとともに、外国人対象の防犯教室や地方公共団体の外国人向けの広報誌などを通じて警察の犯罪被害者等施策について周知を図る。

(4) 捜査に関する適切な情報提供等

捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずる。また、被害者連絡等の支援活動を通じて得た犯罪被害者等の状況やニーズのうち、他の行政機関や民間被害者支援団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供するなど、犯罪被害者等の支援の必要に応じ関係機関・団体との連携を図る。

(5) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度等の犯罪被害者の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子、パンフレット等の内容を充実させるとともに、これらを本部、警察署及び運転免許課の窓口等の来訪者の目に触れやすい場所に備え付け、また、各種会合の機会や各種広報媒体を活用して、当該制度の周知を図る。

(6) 犯罪被害者に関する情報の保護

犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由・国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。

(7) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分

証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう留意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。

(8) 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等

関係機関・団体と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努

めるとともに、帰国する犯罪被害者等や日本国内の遺族等に対し、支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における出迎え等の支援に努める。

(9) 地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進

捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者等の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進する。

(10) 被害少年等が相談しやすい環境の整備

被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、警察のウェブサイトやSNS等において「ヤングテレホン」等の相談窓口を掲載するほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者（以下「被害少年等」という。）に対する効果的な周知・広報を図るとともに、少年相談室の整備等により、被害少年等が相談しやすい環境の充実を図る。

(11) 被害児童からの事情聴取における配慮

児童を犯罪被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減及び供述の信用性担保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施するほか、事情聴取の場所、回数、方法等を考慮するなど、被害児童に配慮した取組を進める。

(12) 性犯罪被害者に対する適切な対応

性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の警察職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。

(13) 性犯罪被害者に対する情報入手の利便性の向上

性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」に関する広報等により、性犯罪被害者が情報入手の際の利便性の向上に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう一層努める。

(14) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進

医療機関において、警察への被害届出前の性犯罪被害者からの証拠資料が適切に採取され、また、当該採取された証拠資料が、被害者のプライバシー保護に配慮した上で適切に保管されるよう、証拠資料の採取・保管に必要な資機材の整備及び関係機関への働き掛けを行い、警察への被害の届出前に証拠が滅失することのないよう努める。

また、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を産婦人科病院とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した証拠資料の鑑定状況についての情報を提供する。

(15) 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等

検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的、手続等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努

める。

(16) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等

重大・悪質な交通事故事件等については、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努める。また、被害者連絡調整官等の適切な運用、簡略化した捜査書類の的確な運用等により、交通事故被害者等の心情に配慮した取組を推進し、交通事故被害者等の負担軽減を図る。

2 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援

(1) 医療費等の公費負担

性犯罪被害者の緊急避妊に要する費用、身体犯被害者の診断書料、司法解剖後の遺体搬送費、遺体修復費等の公費負担制度を引き続き積極的に推進するとともに、これらの制度に関する周知を図る。

(2) カウンセリング費用の公費負担

カウンセリング費用の公費負担制度の適切な運用に努めるとともに、同制度の周知を図る。

(3) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実

公認心理師、臨床心理士資格等の資格を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるほか、カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的な研修を行うことにより、その技術・能力の向上に努め、当該警察職員を積極的に活用して犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施する。また、部外の精神科医、公認心理師、臨床心理士等を含め、犯罪被害者等がそのニーズに応じた適切なカウンセリングを受けられるよう配慮する。

(4) 被害直後における居住場所の確保

自宅が犯罪行為の現場になり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度を引き続き積極的に運用する。

(5) 被害直後の生活再建のための経済的支援

犯罪被害による経済的負担の軽減を図り、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、福井県犯罪被害者等生活支援金の給付について、適切な運用に努めるとともに、同制度の周知を図る。

(6) 犯罪被害給付制度の運用改善

犯罪被害給付制度について、各種広報媒体等を活用して周知を図るとともに、対象事案の把握及び把握した事案の被害者等への教示を徹底する。また、給付金の支給に係る裁定を、事案の内容に即して、適正かつ迅速に行うよう努める。

(7) 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携

犯罪被害給付制度等の公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者等で、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者については、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努める。

(8) 海外における犯罪被害者等に対する経済的支援

国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、各種広報媒体等を活用して周知を図るとともに、対象事案の把握及び把握した事案の被害者等への教示を徹底し、その適切な運用に努める。

(9) 被害少年が受ける精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的支援の推進
犯罪等の被害に遭った児童への継続的支援を行う少年育成支援官について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的な能力を備えた警察職員の配置に努める。

また、被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介を行うほか、少年育成支援官が臨床心理学等の専門家の助言を受けつつ、カウンセリングを実施するなどの支援を継続的に推進する。

(10) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進

特殊詐欺等の預金口座等への振込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた者に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、犯罪被害者に積極的に働き掛け、被害回復に係る各種制度の教示を実施するなど情報提供を行う。

(11) 暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実

公益財団法人福井県暴力追放センター、福井弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等の援助措置を充実させる。

3 犯罪被害者等の安全の確保

(1) 再被害防止措置の推進

同じ加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と緊密に連携を図りつつ、犯罪被害者に対して再被害防止に資する関連情報を適切に教示するとともに、非常時の通報要領又は自主警戒の方法について教示するなど防犯指導を行う。また、必要に応じ緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進する。

加えて、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、逮捕状の請求に当たり犯罪被害者等の個人情報に配慮するなど、事案に応じた柔軟な対応に努める。

(2) 再被害の防止に向けた関係機関との連携の強化

配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者、児童虐待の被害児童等を保護し、これらの者の再被害を防止するため、婦人相談所、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等との連携を強化する。

また、学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、学校を始めとする関係機関・団体との連絡体制や学校連絡協議会等の組織を活用するほか、加害少年やその保護者に対する非行防止や立ち直り支援のための助言、指導等の充実を図る。

(3) 行方不明者対策の強化

行方不明者届が出された者のうち、その生命又は身体に危害が生じているおそれがある者等について、その者の行方に関する情報の収集を行い、必要な探索又は捜査を行うとともに、関係機関・団体の協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見し、保護するための措置を講ずる。

(4) ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等への迅速・的確な対応

ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等への対応に関し、被害者に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、検挙措置等による加害者の隔離を最初に検討するなど、被害者の安全確保を最優先とした迅速・的確な組織的対応を推進する。また、「ストーカー総合対策」(平成29年4月24日ストーカー総合対策関係省庁会議改訂)を踏まえ、関係機関と連携して、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、広報啓発活動の推進、加害者対策の推進及び支援を図るための措置を推進する。

(5) 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制の整備等

児童虐待の発見に資する教養や子供の死亡例に関する適切な検視のための教養の実施、児童虐待対応マニュアルの活用等により、警察職員の児童虐待に関する知識の向上を図るなどして、事案の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、警察職員が児童の安全を直接確認するなど、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待の未然防止の徹底を図る。

(6) 子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止

13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、関係機関から情報の提供を受け、定期的な所在確認を実施する。また、必要に応じて当該出所者の同意を得た上で面談を行うとともに、関係機関・団体との連携に努める。

(7) 保護対策の推進

暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。

4 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備

(1) 地方公共団体における条例の制定等に対する協力

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定に関し、地方公共団体の担当部局に対し、条例の制定等に向けた検討や情報提供等の協力を行う。

(2) 地方公共団体における担当部局との連携・協力の充実・強化

犯罪被害者等に対し、警察の施策のみならず、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う相談機関や各種制度等をリーフレット等により説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援の担当者を対象とした研修の実施に必要な協力を行うなど、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局との連携・協力を充実・強化する。

(3) 市町間の連携・協力の促進

市町の連携・協力の促進を図るため、県による市町の犯罪被害者等支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。

(4) 地方公共団体における見舞金制度等の導入促進に対する協力

地方公共団体の担当部局と連携し、地方公共団体が犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入に向けた検討を行うために必要な協力を行う。

(5) 施設等の改善

被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るほか、犯罪被害者等の心情に配慮した照明や内装に改善するなど、これら施設等の環境整備を図る。

(6) 研修の充実等

ア 採用時及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等各種教養時に、犯罪被害者等支援の体験記等の資料を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者及び被害少年への支援要領、民間被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行う。その際、犯罪被害者等の講演を組み込むなど、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教養の充実を図り、犯罪被害者等の二次被害の防止に努める。特に、犯罪被害者等支援を担当する警察職員に対しては、公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習を含む専門的な研修を行う。これらの教養に当たっては、性犯罪被害者や被害児童を始め、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に係る教養の実施についても配慮する。

また、配偶者からの暴力事案等への対処等についての専門的な技能の向上に努める。

イ 被害児童の聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を導入するなど、被害児童の負担軽減に配慮しつつ、信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施に努める。

ウ 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含めた研修を実施する。

エ 障がい者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなどの研修を実施する。

(7) 指定被害者支援要員制度の活用

あらかじめ指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を行うほか、犯罪被害者等支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介を行うなどする指定被害者支援要員制度の積極的な活用を図る。また、指定被害者支援要員の知識・能力の向上を図るための教養の充実にも努める。特に、死傷者が多数に及ぶ事案等にも対応できるよう、指定

被害者支援要員を必要に応じて迅速に集中運用するためのマニュアルの整備や訓練の実施に努めるとともに、犯罪被害者等支援担当部門と捜査担当部門との連携強化を図る。

(8) 犯罪被害者等支援に携わる者への心理的影響に対する配慮

犯罪被害者等支援に携わる警察職員は、犯罪被害者等の状況を間近に見ることや、時には犯罪被害者等の感情の表出に直面することで、極めて強いストレスを受ける場合があることから、これら警察職員に対し、ストレスに関する教養を行い、ストレスに備えさせるとともに、精神科医や臨床心理士によるカウンセリングを受けさせるなどの必要な措置を講ずる。

(9) 適切な賞揚と好事例の勧奨

情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援が確実に実施されるよう、好事例を勧奨し、具体的な支援事例を通じて個々の警察職員の能力の向上を図るとともに、適切な評価及び表彰を実施することで、犯罪被害者等支援に係る警察職員の意識の高揚を図る。

(10) 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪捜査専科の実施等により、性犯罪捜査を担当する警察職員の実務能力の向上を図る。また、産婦人科医会や民間被害者支援団体やワンストップ支援センター等との連携強化に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化する。

(11) 関係機関・団体との連携・協力の充実・強化

ア 犯罪被害者等支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携及び相互の協力を強化し、犯罪被害者等が置かれている立場の理解を深めるための研修会や、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施するなどして事案への対応能力の向上を図る。また、犯罪被害者等支援連絡協議会等の活用により、地方公共団体や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする犯罪被害者等支援に係る機関・団体との連携を強化するとともに、それらの機関、団体等における犯罪被害者等支援のための制度等についての情報提供を犯罪被害者等に対して行うよう努める。

イ 関係機関・団体による犯罪被害者等支援が、途切れることなく行われるよう、地方公共団体を始め、医師会、ワンストップ支援センター、公認心理師関連団体、臨床心理士会、犯罪被害者の援助を行う民間の団体等における研修の実施に必要な協力を行い、それぞれの職員や関係者の犯罪被害者等支援に係る意識の向上を図る。

(12) 犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体との連携、協力等

犯罪被害者等支援の過程においては秘密が守られること等を犯罪被害者等に十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に対し提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努める。

また、民間被害者支援団体による支援が、一定水準以上で行われるよう、犯罪被害者等の実態及び支援に役立つ事例、二次被害を防止するための留意事項等の支援に関する必要な情報提供を行い、同団体の運営及び活動に協力する。

さらに、民間の団体と連携し、犯罪被害者等の要望に応じて、自助グループの紹介を行う。

(13) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行う研修内容に対しての助言や講師派遣等の協力を行う。また、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援するため、犯罪被害者等支援連絡協議会等において、民間被害者支援団体の支援員をコーディネーター役とし、具体的事例を想定した犯罪被害者等支援についての実践的なシミュレーション訓練を行う。

(14) 民間の団体への支援の充実

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、団体が財政的・人的基盤を確立できるよう協力する。また、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の必要な支援に努める。さらに、様々な広報媒体を活用して、犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等への援助を行う団体の意義・活動等について広報する。

(15) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあっては、その効果の波及性等も踏まえつつ開催の協力を努める。また、シンポジウム等の開催について、地方公共団体を始めとする公的機関に対して周知を図るとともに、SNS等の様々な広報媒体を活用して広く一般に広報するなど、民間の団体の活動を支援する。

(16) 犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実

犯罪被害者等支援に関するウェブサイトについて、関係法令、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新を行うなど、その充実を図る。

(17) 犯罪被害者等支援の実態把握等

犯罪被害者等支援の実態や犯罪被害者等が置かれている状況の適切な把握に努めるとともに、把握した実態に基づき、必要に応じて検討を行う。

5 県民の理解の増進

(1) 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施

「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）」の周知に努めるとともに、地方公共団体や民間被害者支援団体等と連携・協力して、犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を実施する。

(2) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等支援施策に関する広報の実施

関係機関や民間被害者支援団体と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について、SNS等の様々な広報媒体を活用して広報するとともに、街頭キャンペーン、各種討論会等の広報啓発活動を推進する。また、広報啓発用の冊子の作成、ウェブサイトでの犯罪被害者等施策の掲載等により、犯罪被害者等施策を広く社会

に知らせるとともに、犯罪被害者等支援に関する県民の理解増進に努める。

これらの広報啓発活動の実施に当たっては、スマートフォン等からのアクセスが可能なSNS等の各種広報媒体の活用を図る。

(3) 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施

犯罪被害者等支援に関わりの深い医療、福祉、教育、法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対して、積極的に犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。

(4) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれている状況についての県民の理解の増進

犯罪被害者等に関する調査を実施した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解を増進するための広報啓発活動に活用する。

(5) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進

シンポジウムや講演会等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童（その兄弟姉妹を含む。）及び障がい者を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、県民の理解促進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努める。

(6) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等

教育委員会等の関係機関と連携し、犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催するほか、「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールへの応募を広く働き掛けることにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努める。

また、犯罪被害者等支援に係る社会参加活動についての大学生の理解を深めるため、大学等との連携を強化し、大学生ボランティアの周知、活用及び活動への支援並びに大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義等を積極的に推進するほか、広く県民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。

(7) 犯罪被害者等の個人情報保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施

地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、各種広報誌のほか、インターネットや携帯電話のメール機能等を利用し、身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい、子供への声かけ、ひったくりの発生状況等を発信する。

(8) 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解増進

交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を交通安全講習会で活用するほか、交通安全の集い等で交通事故被害者等による講演を実施するとともに、運転者等に対する各種講習の中で交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデオ、手記を活用することや事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表すること等により、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する

県民の理解増進に努める。